

議案第 24 号

前橋市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例等の改正
について

令和 6 年 3 月 14 日提出

前橋市長 小 川 晶

前橋市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部
を改正する条例

(前橋市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 前橋市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 2 年
前橋市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 7 項第 2 号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準
ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記
録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識す
ることができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に
供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

(前橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め
る条例の一部改正)

第 2 条 前橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例（平成 26 年前橋市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「掲示しなければならない
」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆に
よって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行
うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に
供しなければならない」に改める。

第 53 条第 2 項第 2 号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに
準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的
記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

(前橋市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 3 条 前橋市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24
年前橋市条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

第13条第3項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第36条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第36条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

（前橋市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 前橋市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年前橋市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第277条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第277条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

（前橋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第5条 前橋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年前橋市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第205条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第205条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

(前橋市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 前橋市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成26年前橋市第48号)の一部を次のように改正する。

第7条第4項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第34条第1項において同じ。))に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第34条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

(前橋市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第7条 前橋市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年前橋市第43号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第56条第1項において同じ。))に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第56条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

(前橋市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第8条 前橋市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成24年前橋市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第55条第1項において同じ。))に係る記録媒体をい

う。)」に改める。

第55条第1項中「(電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

(前橋市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第9条 前橋市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成30年前橋市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第55条第1項において同じ。))に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第55条第1項中「(電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

(前橋市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第10条 前橋市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年前橋市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第51条の2第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第267条第1項において同じ。))に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第267条第1項中「(電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

(前橋市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第11条 前橋市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年前橋市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第92条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第92条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

（前橋市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）

第12条 前橋市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年前橋市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項各号列記以外の部分中「第6項」を「第7項」に改め、同項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第36条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第36条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条中前橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第23条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。